

1. 開会日時・場所

日時 令和5年5月25日(木) 午後2時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	—
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	山口 龍子
19番	武郷 勝己				

欠席委員

12番 久留本 忠美

3. 議事録署名人

1番 田坂 友彦 11番 山口 郁恵

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 茂見 鉄平 主任 長里 奉慶
農林水産課 係長 東 徹 主事 原田 愛理 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第37号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第38号議案 非農地証明申請について
第39号議案 農用地利用集積計画について
第40号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第5回総会は成立しております。

なお、12番 久留本委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、1番 田坂委員、11番 山口委員を指名します。

議長 それでは、申請に基づく議題に入ります。

議事日程は、日程第1を第36号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第4第39号議案から日程第5第40号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

日程第4 第39号議案を上程します。

- 議 長 「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第 39 号議案に係る、資料 39 の第 1 番について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案書 12 ページをご覧ください。第 39 号議案農用地利用集積計画について説明
します。
この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用して利用権設定するも
ので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により決定を求め
るものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地
域別面積集計」に記載しております。
久井地域から件数 1 件、筆数 1 筆、面積 2,660 m²が提出されています。
なお、利用権を設定する農用地については、資料 39 の 2 ページに記載しています。
今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。
以上で全体説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手
願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
- 議 長 次に、日程第 5 第 40 号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
第 40 号議案に係る、資料 40 の農用地区域の除外及び編入について審議します。
担当者の説明を求めます。
- 事務局 議案書 13 ページをお開きください。第 40 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の
諮問について説明いたします。
この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるもの
であり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項におい
て準用する同条第 1 項の規定により、令和 5 年 5 月 15 日付け文書番号 三農水第 368 号にて
意見を求めるものです。
先日議案書とともに送付いたしました「資料 40」をご覧ください。
三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。農用地区域
除外申出によるもの計 45 件、及び農用地区域内編入申出によるもの計 2 件を記載しています。
面積は除外申出によるものが合計で 62,915.19 m²、編入申出によるものが合計で 2,006 m²
となっています。
地域別では、除外申出によるものが、三原地域で 5 件、4,294 m²、本郷地域で 17 件、23,389.19
m²、久井地域で 13 件、24,768 m²、大和地域で 10 件、10,464 m²となっております
続いて編入申出によるものが、三原地域で 1 件、1,666 m²、久井地域で 340 m²となっていま
す。
なお、除外申出によるもののうち、5 番・6 番・36 番・37 番・41 番・43 番は第 1 種農地と
なっています。予定用途につきましては、5 番、6 番、43 番が資材置き場、36 番ドッグラン、
37 番が養魚水田敷地、41 番が宅地となっています。この中で 5 番、6 番、36 番、41 番は集落
接続の要件に、37 番、43 番は既存施設の拡張の要件にそれぞれ該当しますので、第 1 種農地
の不許可の例外に該当するものになります。残る申出はすべて第 2 種農地となっております。
以上で、第 40 号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。
- 議 長 担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

14 番 23 件・24 件なんですけど、事務局にもちょっと相談したんですけど、今申請に出ている隣の田んぼがあるんですけど、そちらに太陽光のお話があって、周囲の反対の意見があって中止になりました。そういったことも踏まえてこういう許可をするのかどうか（農振除外をすることについて）、ということをお確かめしたいんです。

事務局 先ほどの 23 件・24 件の案件なんですけど、申請者がそれぞれ行政書士に頼まれてまして、行政書士に確認したところ、23 件については、2 月 9 日に事業者から地権者の方に話をされて、3 回、今、交渉の話をされてるという状況だそうですね。

で、太陽光について反対をされてる方がおられるんですけど、その方に了承を得られているという状況ではないんですけど、これからまた交渉してやられるということと、あと土地の所有者の方も近隣に住んでおられる方ということで、その方も今反対をされてる方と交渉して、また両方設置できるように今進めているということなんです。

24 件については、事務局で太陽光を設置する時にお願いのチラシを令和 3 年に作成して、事業者の方に周囲に周知するようにお願いをしているのですが、そのチラシを業者の方に渡して、今その業者が調整をされている状況ということなんです。

これまでも太陽光を反対される方がおられて、事業者の方が交渉されて、止められたものもあるんですけど、なかなか事業者も営業活動をされてまして、法律に則って申請をされてその内容で申請されると、余程のことがない限り許可をできないということではできないので、事業者さんと反対をされる方とで、できるだけ交渉して、問題というかトラブルにならないようにしていただいて、どうするかを決めていただくということになると思います。

今回、45 件ほど除外の申請が出ているんですけど、この 2 件の手続きの方を止めてしまうと、45 件すべてが止まるということになるので、できればこの 2 件については今交渉中ではあるんですけど除外の方を進めさせていただいて、もし交渉の中で設置が難しいということになれば、除外になった後にまた農振農用地の方にするとかそういう手続きで進めさせてもらえればと思いますので、よろしく願います。

議長 よろしいですか。その他質問等ございませんか。

7 番 関連ですけど、今さっきの 2 件については、どういった点で反対されてるんでしょうか。

14 番 はい、これはですね、1 件の方は引越して来られて、その真ん前に圃場があって、そこへ太陽光施設をされると、もう庭の真ん前にうわっとくるっというので、そこは反対なんです。

もう 1 件は、その反対の川の向こうへ家があるんですけど、そちらの方へ直に反射がくるというようなことで、前回反対された経緯がございます。

私らはお互いが納得いければ別にどうこうはないんですけど、そういったことで前回反対者があったので、今回もまたそういったことになるんじゃないかということをお慮っております。

議長 よろしいですか。その他質問等ございませんか。

3 番 太陽光の申請の時に、これから増えてきよるんですけど、要するに隣地からの排水路の件が一番問題になるんじゃないかと思うんですけど、そこらは申請の時に事務局はどうされてるんですか。排水路をちゃんと作るとか確約したものがないと、どんどん増えてきてるんで、今ちょっと現地に行っても困ってるんですけど、申請があってどういう話をしたらいいのかという思いがちょっとあります。

事務局 太陽光、太陽光以外のものも一緒なんですけど、申請が出た場合は必ず現地を確認して、排水路がどうなっているかということも確認した上で、申請の方を受けます。図面の中にも排水をどちら側に流すかということがわかるように書いていただくようお願いをしています。

議長 よろしいですか。その他質問等ございませんか。

・・・挙手なし・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。
- 議 長 次に、日程第1 第36号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第48件から第59件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1ページをご覧ください。
第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。
第48件は、〇〇から須波ハイツ2丁目の〇〇が、八幡町籾〇〇 地目：田 1,246㎡を、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。
第49件は、〇〇から沼田東町の〇〇が、沼田東町納所〇〇 地目：田 402㎡を、居住地から近く耕作に便利のため、共有持分を譲り受けるものです。
第50件は、〇〇から宗郷5丁目の農事組合法人〇〇が、沼田東町釜山〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,135㎡を、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第51件は、〇〇から小泉町の〇〇が、小泉町〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,753㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第52件は、〇〇から高坂町の〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 2,413㎡を、居住地から近く、経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第53件は、〇〇から本郷北4丁目の〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：畑 520㎡を、兄から農地を譲り受け農業経営するものです。
第54件は、〇〇から沖縄県糸満市の株式会社〇〇が、本郷町善入寺〇〇 地目：田 672㎡を、規模拡大のため譲り受けるものです。
第55件は、〇〇から久井町の〇〇が、久井町山中野〇〇 ほか3筆 地目：田 合計5,629㎡を、規模拡大のため譲り受けるものです。
第56件は、〇〇から久井町の〇〇が、大和町上徳良〇〇 ほか2筆 地目：田 合計3,028㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第57件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町和木〇〇 地目：田 689㎡を、親族所有の農地に隣接しており、併せて耕作するため譲り受けるものです。
第58件は、〇〇から東広島市の〇〇が、大和町椋梨〇〇 地目：畑 156㎡を、実家に隣接し、耕作に便利のため譲り受けるものです。
第59件は、〇〇から大和町〇〇が、大和町大具〇〇 地目：田 4,642㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
以上、申請案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしています。
農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 8 番 第48件、5月20日に21番推進委員と現地を確認しました。対象農地は空き家と隣接しておりまして、その空き家もあわせて譲り受けるということで、そこを拠点に農業をするということですので問題ないと思います。
- 2 番 第49件、5月19日に24番推進委員と現地を確認しました。現況は作物は植え付けられていませんけど草刈り等の管理はされておりました。許可要件を満たしていると思いますので、問題ないと思います。
続けて第50件、これも5月19日に24番推進委員と現地を確認しました。農事組合法人の〇〇なので、特に問題ないと思います。
- 15 番 第51件、5月21日23番推進委員と関係者、譲受人の〇〇、譲渡人の〇〇立ち合いのもと現地を確認しました。譲渡人が高齢のため、〇〇が譲り受けて耕作するとのこと。この土地は圃場整備されている土地で、譲受人のすぐ隣接した田んぼで今年から耕作されるとのこと、問題ないと思います。

- 19 番 第 52 件, 5 月 22 日に 22 番推進委員と現地立会しました。現地確認書に基づいて確認しましたが、もう作付けもすでに水稻を植え付けられておりますので、事務局のご説明どおり問題ないと思います。
- 17 番 第 53 件, 5 月 23 日に 27 番推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題ありません。
続いて第 54 件, これも 5 月 23 日に 27 番推進委員と譲渡人の〇〇と 3 人で現地確認を行いました。〇〇が親から相続したということで、すでに原野といいますか山林化されておまして、本人さんもはっきりと位置がわからないということだったので、はっきり現地確認できませんでした。
- 3 番 第 55 件, 5 月 20 日 1 番委員・31 番推進委員・33 番推進委員・譲受人の〇〇の 5 人で現地確認をしました。ちょっとこれは長年荒れてまして、譲渡人にも要望して〇〇に何度か譲り渡せんかという話はずっとしてきたんですが、ようやく譲渡人の承諾を得て譲受人がまとめられたものです。大変よかったと思っております。
- 6 番 第 56 件, 5 月 20 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。すでに田んぼには田植えがしてあり、事務局の説明で何も問題ないと思います。
- 9 番 第 57 件, 5 月 20 日に 37 番推進委員と一緒に現地確認をいたしました。事務局の報告どおり間違いのないと思います。
- 5 番 第 58 件と第 59 件は私の担当区域ですので発表させていただきます。
5 月 21 日に 38 番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ございません。第 59 件も同じく 5 月 21 日に 38 番推進委員と現地確認をしております。事務局の説明どおりで問題ございません。
- 議 長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- 18 番 第 54 件の譲受人さんが沖縄県糸満市で株式会社〇〇と書いてあるんですが、この方はこちらの方にいらっしゃるのでしょうか。
- 事務局 株式会社〇〇につきましては、今回申請があった少し上流側の方も広く取得をされて、今、農地改良事業を行っているところであります。
沖縄が本社なんですけれども、広島の方の事業本部は福山市にございまして、そこから窓口の方にも申請に来られております。三原市内にも他にも農地を取得しておられまして、今作付けに向けて改良していく段階で、そういった法人です。
- 議 長 よろしいですか。その他質疑等ございませんか。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第 3 条の規定による許可申請、第 48 件から第 59 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第 2 第 37 号議案を上程します。
農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 60 件から第 69 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 4 ページをご覧ください。第 37 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。

はじめに、申請の取り下げがありましたので報告いたします。第66件から、第68件について、申請者から、事業をとりやめたため申請を取り下げるとのことで、申し出がありました。よって、第66件から第68件までの削除をお願いします。

第60件から第61件は、譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第60件は、〇〇から、沼田東町末広〇〇 地目：田 961㎡について

第61件は、〇〇から、沼田東町末広〇〇 地目：田 546㎡について、

それぞれ、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、60件、61件の合計で、太陽光パネル162枚、6棟、発電量49.5kw規模です。

第62件から第63件も、譲受人が同一のため、合わせて説明します。

第62件は、〇〇から、沼田西町松江〇〇 ほか6筆 地目：田及び畑 合計1,200㎡について、

第63件は、〇〇から、沼田西町松江〇〇 ほか3筆 地目：畑 合計561㎡について、

それぞれ、株式会社〇〇が所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、62件、63件の合計で、太陽光パネル180枚、17棟、発電量49.5kw規模です。

第64件は、〇〇から、〇〇が、沼田西町小原〇〇 ほか1筆 地目：田 合計230㎡について、使用貸借権の設定により、住宅等に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場1区画です。

第65件は、〇〇から、〇〇が、本郷北4丁目〇〇 地目：田 合計464㎡について、所有権の移転を受け、住宅等に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場3区画、花壇です。

第65件の許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第69件は、〇〇から、〇〇合同会社が、久井町坂井原〇〇 ほか2筆 地目：畑 合計1,640㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は、太陽光パネル200枚、4棟、発電量49.5kw規模です。

第65件を除く案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法、第5条許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 件数60、61は私の案件なので続けてご報告いたします。

5月19日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は三原竹原線の県道にかかる見初橋から北に約800メートルいったところになります。

件数60、61は隣り合わせの不作付地で、申請地の東側に1件家が一段高いところにあります。あとまわりは全部不作付地であります。太陽光による支障はないと思います。申請の部分はどちらも第2種です。

15番 第62・63・64件は私の案件なので続けて報告させていただきます。

5月21日23番推進委員と関係者〇〇、〇〇、〇〇と一緒に現地確認しました。

62・63件は同じ場所の隣接した土地なので、一括報告します。場所は本郷支所より南に約3キロに位置し、山間部で耕作されていない田に囲まれています。水の便も悪く周辺の農地には支障はないと考えられます。62・63件は農地区分は第2種です。

第64件、5月21日23番推進委員と申請者〇〇と現地確認しました。現地は本郷支所より約南へ1キロ、小原工業団地の下にあたります。これは父親の所有する土地に息子さんが住宅を建てるとのことで、事業規模からみて適切な面積であり、周辺農地に支障を与えるおそれはないと考えます。農地区分は第2種です。

17番 第65件、5月23日に27番推進委員と行政書士、譲受人〇〇の4人で現地確認を行いました。現地は本郷駅の近くで山陽線のすぐ北側にあり、家がすぐ建てられるような状態です。別に問題ありません。農地区分は第3種です。

13番 第69件、5月23日14番委員・30番推進委員と現地を確認しました。事務局の報告どおりで問題ないと思います。農地区分は第2種です。

議長 地元委員の調査報告は、承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請、第66件から第68件を除く、第60件から第69件の
本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第3 第38号議案を上程します。
非農地証明申請について、第12件から第19件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをご覧ください。第38号議案 非農地証明申請について説明します。
第12件は、〇〇から、八幡町美生〇〇 ほか1筆 地目：田 合計3,186㎡について、平
成10年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第13件は、〇〇から、沼田東町片島〇〇 地目：畑 277㎡について、昭和43年に住宅を
建築して以降宅地として利用しており、現況地目：宅地として申請されています。
第14件は、〇〇から、本郷町船木〇〇 ほか1筆 地目：畑1筆 田1筆 合計1,152㎡
について、昭和41年に住宅を建築、昭和54年に増築して以降宅地として利用しており、現
況地目：宅地として申請されています。
第15件は、〇〇から、大和町上徳良〇〇 ほか5筆 地目：田 合計3,853㎡について、
平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第16件は、〇〇から、大和町上徳良〇〇 ほか15筆 地目：田7筆 畑9筆 合計10,824
㎡について、平成10年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第17件は、〇〇から、大和町大草〇〇 ほか1筆 地目：田1筆 畑1筆 合計740㎡に
ついて、平成元年頃から耕作放棄し、現況地目：原野として申請されています。
第18件は、株式会社〇〇から、大和町大草〇〇 地目：畑 5,520㎡について、平成10年
頃から耕作放棄され、現況地目：山林として申請されています。
第19件は、〇〇から、大和町平坂〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,317㎡について、平
成元年頃から耕作放棄し、現況地目：山林として申請されています。
第12件と第18件は、「良好な営農条件を備えた農地であるが、自然潰廃が明らかな場合は
非農地証明の対象にできる」に該当します。
第13件と第14件は「人為的な潰廃であるが、転用の事実行から20年以上が経過して
おり、農地転用行政上も支障がないと認められること」に該当します。
そのほかの案件は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該
当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第12件、5月20日に21番推進委員と現地を確認いたしました。現地は山陽道の八幡パー
キングのちょうど北側に位置するところにあります。現況は説明がありましたように雑木と
雑草でもう原野になっているということです。1種農地ですので、ちょうどお世話をされてお
る行政書士の方に電話をして確認をしたんですけど、当人の〇〇が仕事をされておると高
齢ということで、他の人をということいろいろと探しているんですけど、どうしてもやっ
てもらえない、やる人がいないというのでした。現況復帰するというのがなかなか難しい状態で、
やむを得ないという風に確認をさせていただきました。第1種農地です。

2番 第13件、5月19日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地は沼田東コミュニテ
ィセンターから北西に約300メートル行った所です。家が建っており、事務局の報告どおり
問題ないと思います。農地区分は第2種です。

7番 第14件、5月19日に28番推進委員と現地を確認しました。申請地は本郷支所より西へ約
3.8キロ、沼田川船木大橋東詰めに位置します。事務局の説明の通りやむを得ないと思
います。農地区分は第2種農地です。

- 6 番 第 15 件, 5 月 20 日に 34 番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり, 現地は木が茂り山林になっておりました。農地区分は第 2 種です。
第 16 件も私の案件なので発表させていただきます。
5 月 20 日に 34 番推進委員と現地を確認して, これは先ほどの 15 件とずっと繋がった形で, これもやはり木が茂って山林になっております。もうやむを得ないと思います。農地区分は第 2 種です。
- 18 番 第 17 件・18 件と私の案件ですので続けて報告させていただきます。
5 月 20 日 36 番推進委員と現地を確認しました。17 件はもう竹が生い茂っていて復元は困難だと思います。第 2 種農地です。
18 件は 1 種農地なんですけれども, もうどこにあるのかちょっとわからなくて山になっていてもう入口もわからない状態で, はっきりとどこの場所だったかよくわかりません。もう山林になっていたので復元するのは困難だと思います。1 種農地です。
- 9 番 第 19 件, 3 月 20 日に 37 番推進委員と一緒に現地を確認いたしました。現状, 原野になっております。原案のとおりです。農地区分は第 2 種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は, 承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより, 採決に入ります。
非農地証明申請, 第 12 件から第 19 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについて, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上, 「審議事項」を終了し, 続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 5 件
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 4 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 2 件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1 件
○取下願 3 件
○登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1 件
- 議 長 2 その他
続いて, 定例総会に於ける委員現地確認意見報告方法の検討について協議します。
先月の総会終了後, 会長, 副会長, 事務局での話し合いの中で, 委員の現地確認報告の方法について, 一部変更してはどうかという意見が出ました。そのため, 今回協議事項として, 委員の皆様にお諮りをするものです。概要については, 事務局から説明をいたします。
- 事務局 本日の資料として配布しています, 協議 1 「定例総会に於ける委員現地確認意見報告方法変更の検討について」をご覧ください。
1 案の要旨は, 定例総会に於ける, 農地法第 3 条, 第 4 条, 第 5 条の規定による許可申請及び非農地証明申請審議の際に実施している申請案件の地区担当委員による現地確認の意見報告の方法について, 変更の検討をお願いしたいということです。
2 案の内容については, 資料に添付しています「新旧対照表」をご覧ください。変更箇所を線で示しています。現行欄と改正後欄を比較してご覧ください。申請案件により順次地元委員の調査報告を求める方法から, 地元委員の調査報告は現地確認書の提出をもってこれに変え, 必要に応じて補足で意見を述べる方法へ変更してはどうかと考えています。
3 変更を検討する理由は, 申請案件に係る事務局の説明と地元委員の調査報告の内容が

類似している場合が多い為です。

4 その他として、資料に添付しています「三原市農業委員会現地確認基準」をご覧ください。意見報告の方法を変更する場合、「三原市農業委員会現地確認基準」のNo.1, 2, 項目「農地の移動」、No.3～6, 項目「農地の転用」及びNo.7 項目「非農地証明」の「対応方法」欄に記載の「総会で農業委員が意見を述べる」を「総会で農業委員が必要に応じ意見を述べる」に変更いたします。

また、意見報告の方法を変更する場合、運用開始は農業委員改選後、新体制となる令和5年第8回定例総会とします。

以上協議事項についての説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明のありました、地元委員の調査報告の方法を変更することについて、ご意見等ございませんか。

・・・質疑応答・・・

議 長 意見がないようですので、事務局の説明のとおり変更することにご異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議 長 異議がないようですので、事務局の説明のとおり変更することとします。

事務局 続きますので、広島法務局からのお願いについて1件報告します。

前回第4回定例総会報告事項にもありました、農業委員会が農地パトロール等で非農地判断した農地について、本日の配付資料にある、「法務局の地目変更登記に係るパンフレット」と共に所有者へ通知しています。

通知を受けた農地所有者は、非農地通知や当該パンフレットを見て、広島法務局尾道支局へ行き地目変更登記の申請をするのですが、非農地通知書と併せて、現況の写真や現場周辺の詳細な地図の添付が必要であったり、所有者自身で地目変更登記の申請をする場合は、不動産の表示や所有者の住所が登記簿と一致している必要があります。

一致していない場合は、住民票等を提出して、所有者本人である確認が必要な場合や、相続登記がされていない農地であれば、登記簿に記載されている所有者と地目変更登記の申請に行った方との関係を証明する書類等の提出を求められる場合があります。

よって非農地通知書の提出のみでは、地目変更登記の申請は完了しないので、委員の皆様が、非農地通知を受けた農地所有者等から地目変更登記申請の相談を受けられた際は、広島法務局尾道支局へ行く前に、電話で必要書類等の確認をしていただくようご案内いただきましたとのお願いがございました。

続きますので、遅くなりましたが、今年度分の活動記録簿1と2を本日配布しておりますので、毎月の活動内容を都度ご記入いただき、活動記録簿1については毎月の総会時に提出くださいますよう、よろしくお願い致します。

○今後の日程

令和5年第6回定例総会 6月23日(金) 15時

議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時58分

令和5年5月25日

議 長 (会長)

議事録署名者

同 上